

中務省に関する一考察

——律令官制の研究(一)——

黛 弘 道

中務省が律令官制の中樞をなす八省のうちでも殊に重んじられたことは、その長官たる卿の相当位が他の七省の長官のそれより一階高い正四位上である(官位令)という事実からも容易に推察できるのであるが、それが如何なる理由に因るものかについてはこれまで十分な説明が与えられていなかったように思われる。本稿ではわが律令官制研究の一環として中務省の性格についていささかの考察を試みることにした。

一 名 義

中務省を和名抄(五官名)に「奈加乃萬豆利古止乃豆加佐」と訓み、中務卿を官位令義解に「ナカノ政スル司ノカミ」と傍訓しているのを引くまでもなく中務省は正式には「なかのまつりごとのつかさ」或は「なかのまつりごとするつかさ」と訓んだようである。しかし、われわれは屢これを「なかつかさしよう」と訓んでいる。その場合「なかつかさ」は中務なかのまつりごとの訓とはいえないから中省なかのつかさの訓としなければならぬ。令集解(三 中務省)所引の跡記が「中務省、奈賀なかが」といっているように「なか(の)つかさ」のほうが、むしろ本来の訓のようにも考えられるのである。ここ

で想起したいのは天武朝における六官制、および浄御原令制における八官制である(青木和夫氏「浄御原令と古代官僚制」古代学三一)。青木氏によれば浄御原令制のもとでは中央に従来の法官・理官・民官・兵政官・刑官・大蔵の六官に加えて中官と宮内官の計八官があったといわれるが、これは「なか(の)つかさ」の訓が、この中官から出たものであることを想わせるのである。式部省を「乃利乃豆加佐」(和名抄、以下同じ)と訓むのが「法官」に由来し、治部省の「乎佐牟留都加佐」が「理官」に、民部省の「多美乃都加佐」が「民官」に、刑部省の「宇多倍乃都加佐」(三代実録貞観七年三月七日条に「承前之例、訓_三刑部省_一号_三訴訟之司_一……望請、訓_三刑部省_一将_レ号_三判法之司_一……有勅云、宜_レ号_三定訟之司_一」)とあり、これ以前は「ウタヘノツカサ」、以後は「ウタヘタダスツカサ」(和名抄には「宇多倍多々須都加佐」とある)といったことが明らかであるから、いま和名抄の訓を借りて「ウタヘノツカサ」を右のように示した)が「刑官」にそれぞれ由来することは、その文字からいって明らかであり、式部省等の表記からはそれぞれの訓は得難いのである。これを想い併せると、「なか(の)つかさ」が中官なる官名に由来するとの想定、ないしは浄御原令において中官が存在したとの推定は支持されてよからうと思う。ところが大宝令に至り、官名は二字で表記することを大原則として打ち出したため、ここに官名表記の一大改正が行なわれたのである。民官・刑官は民部省・刑部省と部字を加えて二字とし、かつ官を省と改めたが、法官・理官は式部・治部と二字を全く改め、兵政官は政を部と改めて他との統一をはかり、宮内官は官を省に改めるにとどめ、大蔵は省の字を加えることとしたと推測される。

しかるに、中官については右のいずれの例にも当てはまらない独自の改正が行なわれたわけである。他の七省に準ずるならば中部省とでも改正すべきところを、わざわざ中務省としたのである。これは中務卿が七省卿より相当地位が高いことも無関係ではなく、中務省を他の七省と殊更区別する意図をもつものとしなければならぬであらう。

元來、務には「政事」の意味があり（諸橋轍次「大漢和辞典二」）、本來、宮中の事（政事）を掌る官庁（職原抄）という意味で中務の字を充てたものであろうが、のちには中務省を「なかのつかさ」と訓んだのでは務の字を訓んだことにならないとして、わざわざこれを訓み込んで「なかのまつりごとのかさ」というようになったのであろう。以上、中務省の前身として大宝令以前の淨御原令制下に「中官」なる官庁の存在したであろうこと、中務省が他の七省より一段上位の官庁であることが、その名称からも首肯できることなどを述べたのである。次に中務省の職掌内容の検討から、その特色・性格を探ってみたい。

二 職 掌

職員令義解により中務卿の職掌を示せば左の如くである。

掌侍従、獻替、贊相礼儀、審署詔勅文案、受事覆奏、宣旨、勞問、受納上表、監修国史、及女王・内外命婦・宮人等名帳・考叙・位記、諸国戸籍、租調帳、僧尼名籍事^上。

右の職掌をみると、他の官職と相関涉するところがかかなりあることに気付く。たとえば冒頭の「侍従」は大納言の職掌にも見えるところであり、また官名としての侍従とも関係が深いと想像される。獻替・宣旨もまた大納言の職掌中に見えるし、戸籍・租調帳は民部省や大藏省の職掌とも重なる。

このように見ると中務卿の職掌はかなり雑多な内容を含んでいるらしく、それは中務省の成立過程を反映し、その性格を暗示しているかの如くである。

そこで、この点について少しく検討を加えてみようと思う。いま中務卿の職掌をひとつずつ他と比較して表示すると次のようになる。

<p>中務卿の職掌</p>	<p>同一乃至類似の職掌（一）で示す」とその官名</p>
<p>(1) 侍従 (2) 献替 (3) 贊_ニ相礼儀_一 (4) 審_ニ署詔勅文案_一 (5) 受_レ事覆奏 (6) 宣旨 (7) 労問 (8) 受納上表 (9) 監_ニ修国史_一 (10) 女王 (11) 内外命婦 (12) 宮人等 (13) 諸国戸籍 (14) 租調帳 (15) 僧尼名籍</p>	<p>大納言 (侍従) ・ 侍従 (常侍) 大納言 (献替) ・ 侍従 (規諫) 外記 (勘_ニ詔奏_一) (参考) 大納言 (覆奏、詔書式に見える) 大納言 (宣旨) (参考) 凡大将……凱旋之日奏遣使郊勞 (謂中務所奏遣也 軍防令に見える) (参考) 凡有事陳意見欲封進者、即任封上、少納言受得奏聞 (公式令に見える) 中務省図書頭 (修撰国史) 宮内省正親正 (皇親名籍) 中務省縫殿頭 (女王及内外命婦・宮人名帳、考課) 中務丞 (宮人考課) 民部卿 (諸国戸口名籍) 京職以下地方官 (戸口簿帳、戸口名籍) 京職以下地方官 (租調) 民部省主税頭 (諸国田租) 同主計頭 (計納調) 大藏卿 (諸国調) 治部省支番頭 (僧尼名籍)</p>
<p>名帳 考叙 位記</p>	

この表をみると(1)(2)(6)の三点については大納言と中務卿の職掌は全く同じであるし、「侍従・献替」が侍従の「常侍・規諫」とそれほど異なるものとも思われぬ(献替と規諫とは事の大小による差にすぎない)。(9)および(10)(11)(12)が中務省被管の図書寮・縫殿寮の本来の職掌であつてみれば、中務卿はこれらの官司の監督者にすぎず、したがつて、これらの諸点を中務卿ないし中務省に固有の職掌とも見做しがたい。(13)(14)についてはとくに民部省によく似ている。租調の実物は地方諸国および大蔵省で直接取り扱うが、民部省・主計・主税二寮はいずれも帳簿の上でこれを管理するのであつて(主計頭の職掌に「計納調及雜物」とあり、また「支度国用」について集解所引令釈に「依計帳而計丁數」、以勘当年可_レ輸物并可_レ用之數。」とあり、また主税頭の職掌の「出納」につき集解跡記が「出奉并出用及所_レ收納之數等、依_レ税帳善_レ勘知耳」とあるのでも知られる)、中務省も、これと同様全く実物にかかわらず、もつばらその帳簿の保管に当つたのであろう。戸籍も三通造るうちの二通が太政官送らられ(戸令)、これが中務省と民部省に一通ずつ保管されたのであろうが、残りの一通は国に留められたのであるから、現実の行政の上に意味をもつものはこれだけであつた。(13)(14)がもつばら帳簿の保管と、その内容の数字上の把握にすぎなかつたことは明らかである。(15)も治部省・玄蕃寮の職掌にかかわるもので、これも毎年造る三通のうち中央へ送られる二通が中務省と治部省に分置されるのであり、中務省と僧尼とのかかわりあひは第二義的なものにすぎなかつた。

このように見てくると、中務省本来の職掌というべきものは(3)(4)(5)(7)(8)などの数点に絞られるが、これとても中務省独自のものとはいへない点が少ない。たとえば(4)の「審署詔勅文案」であるが、太政官の外記の「勘_レ詔奏」という職掌と全く無縁のこととはいえない。(5)の「受事覆奏」にしても公式令詔書式に「右御晝日者、留_レ中務省_レ為_レ案。別写_レ一通、印署送_レ太政官、大納言覆奏」とあつて「覆奏」は中務省だけの専売特許ではない。(8)の「受納上表」も公式令陳意見条によれば意見の封上(これも上表の一種であらう)に當つては少納言がこれを受

けて天皇に取次ぐことになっている。この場合、少納言が中務省の侍従でもあることに注意すべきであろう。(7)の「労問」についてはこれ以外にわが律令に所見はないが、後述のようにわが内舎人の原型の一つである唐の中書舎人の職掌に「労問」の文字が見え（通典）、内舎人のいま一つの原型たる通事舎人が軍旅の凱還には郊迓する（六典）などのことがあるから、労問は中務省に属する内舎人固有の職掌とすべきである。すなわち、職員令の内舎人の職掌に「掌_二帶_一刀宿衛、供_二奉雜使_一。若駕行分_二衛前後_一」とある中の雜使の中に「労問」「郊勞」のことは含まれるとみてよからう。

こうして残ったものは(3)のみである。この「賛_二相礼儀_一」は義解に「言_レ助_二導人君之礼儀_一」とあるようにもつばら天皇の礼儀を助けて導くことであり、集解令釈の如く「兼亦晦_二正臣下之進退_一」するものでもあったようであるが、いずれにしてもそれは御所内のことで（集解跡記）、それ以外の宮内すなわち宮門以内については内礼司、その外は彈正台や式部省の管轄であった。それ故、この「賛_二相礼儀_一」こそは中務省に最も固有な職掌ということになるが、それはまたかなり道德的性格が強く、あまり実質的な職務とはいい難いものである。中務省というものの性格をまずこの点において注目しておきたい。

三 唐制との比較

さて、わが律令官制を理解するために中国のそれ、特に唐の官制を参照すべきことは言うまでもない。われわれはそれによって中国の制度の影響、またわが固有の制度の残存、そして日中双方の制度のかかわりとその過程などを知ることができる。

そこで本節ではこの点について若干の考察を試みたいと思うが、その際、官職の唐名を手がかりにするのが一つ

の方法であらう。

中務省の唐名といえはすぐに中書省の名が脳裏に浮ぶ。しかるに中務省の長官たる中務卿の唐名には中書令のほかに門下侍中（門下省の長官）がある（「讀史備要」を参照した）。そもそも中書省と門下省とは唐において全くその存在意義を異にする官庁である。中書省が宮廷の文書・詔勅を掌り、いわば天子の秘書官府ともいふべき存在であるのに対して、門下省は上奏詔勅の審議に当り、拒否権をもつ、いわば貴族勢力の牙城ともいふべき存在であり、両者は全く異質のものであった。したがって中書令と門下侍中とは全く利害相反する官職であった。

かように、その性格を全く異にする唐名が中務卿に与えられている理由を明らかにするためには、まずもって中書令・門下侍中の職掌を知らなければならない。そこで「唐六典」に当ると、中書令について

中書令之職掌軍国之政令、緝熙帝載、統和天人、入則告之、出則奉之、以釐萬邦、以度百揆、盖以佐天子而執大政者也。

とあり、また門下侍中については

侍中之職掌出納帝命、緝熙皇極、總典史職、贊相禮儀、以和萬邦、以弼庶務、盖以佐天子而統大政者也。

とあって、その内容はかなりよく似ていることが知られる。ここで門下侍中の職掌に「贊相禮儀」とあるのが注目されるが、「六典」によるかぎり、両者いずれも、わが中務卿の職掌とはかなりの隔りがあるかの如くである。ところが、これを「通典」に拠ってみると中書令については次のように見える。

按令文、掌侍從、獻替、制敕、冊命、敷奏文表、授冊、監起居注、總判省事。

これは中務卿の職掌にかなり似ている。次に門下侍中について同じく通典には

按令文、掌侍従、負寶、獻替、賛相礼儀、審署奏抄、駁正違失、監封題、給駅券、監起居注、総判省事。

とあり、これまたわが中務卿の職掌に酷似するところがある。

しかし、両者ともなお中務卿とは相違するところもある。そこで更に中書侍郎以下の中書省官人、門下侍郎以下の門下省官人についてその職掌を尋ねてみよう。

まず中書侍郎は通典に

掌侍従、献替、制敕、冊命、敷奏文表、通判省事。

とあり、中書舍人については同書に

掌詔誥、侍従、署敕、宣旨、劳問、授納訴訟、敷奏文表、分判省事。

とあり、通事舍人については

掌通奏、引納、辞見、承旨、宣劳。

とある。「劳問」「宣劳」は「宣旨劳問」のことの語が見えることに注意したい。

次に門下侍郎以下につき同じく通典に記すところを見よう。門下侍郎については

掌侍従、署奏抄、駁正違失、通判省事。

とあり、給事中については

掌侍従、読署奏抄、駁正違失、分判省事、若侍中侍郎並闕、則監封題、給駅券。

とみえる。いずれも、その職掌の近似していることが目に付く。

ここで、以上の諸官を中務卿と比較して、表示すると次のようになる。

中務省に関する一考察（続）

が(9)「監修国史」に相当するであろうことを、とりあえず確認しておきたい。

この表により(1)「侍従」、(2)「献替」、(3)「賛相礼儀」、(7)「労問」は全く一致すること、彼の「監起居注」がわ

15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
僧尼名籍	租調帳	諸国戸籍・	宮人等 位記	内外命婦 考叙	女王 名帳	監修国史 (監起居注)	受納上表	労問	宣旨	受事覆奏	審署詔勅文案	賛相礼儀	献替	侍従	中務卿
													献替	侍従	中書令
													献替	侍従	中書侍郎
								労問						侍従	中書舍人
						(監起居注)						賛相礼儀	献替	侍従	門下侍中
														侍従	門下侍郎
														侍従	門下給事中
															備
															考
礼部祠部郎中 掌……僧尼簿籍		戸部郎中 掌戸口籍帳……	礼部郎中 掌……宮人	吏部封郎中 掌封爵皇之枝族及諸親内外命 婦告身											

次に、「六典」によると中書令の職掌のくだりに

凡王言之制有七、一曰冊書、二曰制書、三曰慰勞制書、四曰発日敕、五曰敕旨、六曰論事敕書、七曰敕牒
（密カ）
 皆宣署申覆而施行焉。

とあるのは、わが中務卿の職掌(4)の「審署詔勅文案」にほぼ相当するものであろう。

また、「六典」の門下侍中の職掌のくだりに

凡下之通于上、其制有六、一曰奏抄、二曰奏彈、三曰露布、四曰議、五曰表、六曰状。

皆審署申覆而施行焉。

とあるのは、わが(5)受事覆奏、(8)受納上表などに相渉るものではあるまいか。同書の門下給事中の項の「凡制敕宣行、大事則称揚徳沢、褒美功業、覆奏而請施行……」もこれに近いであろう。受納上表が中書令以下の敷奏文表とかかわるところあるのはいうまでもないが、唐制では上表には門下省のチェックがあったので、厳密には彼我の制は一致しないと考えられる。

「審署奏抄」は(4)の「審署詔勅文案」とは下言と上言の差があるが、審署の語は彼に引かれて用いたものであろう。

わが(6)「宣旨」に当るものは彼の「制敕」「冊命」「詔語」「敕宣旨」、あるいは「授冊」などであろう。ただし中務卿の職掌としての宣旨は侍従の宣命、すなわち小事にかかわることで、大納言のそれが大事に関するものであるのと、事の大小に差がある（令集解）から、右にあげた唐制のすべてが、ここに当て嵌るとはいい難い。後述するように、これはもともと、唐で中書令が国政参議の官すなわち、宰相であるのに対して、これにならったわが中務卿が、國務分掌の官にすぎないという相違に由来するこゝたはいうまでもない。

以上、中務卿と中書令以下の諸官および門下侍中以下の諸官とを比較してみたのであるが、その結果、中務卿が唐名を中書令といい、或は門下侍中という理由を明らかにすることができた。中務卿の職掌はその重要な点において中書令・門下侍中のそれと一致するからである。それ故、わが中務省は唐の中書門下二省の性格をあわせもつものと考えてよいわけであるが、それにも拘らず中務省の唐名を中書省とはいっても門下省と呼んだ例はない。このことは日本の令制では門下省の系統を引く大・少納言が独立せしめられず尚書省の系統を引く太政官の中に吸収せられたことと関係する（これについては別稿を用意している）。日本には唐名門下省に相当する官庁は独立を許されず、その性格は太政官と中務省とに分割されたのである。それ故、官職名としての門下侍中がわが中務卿に相当するとしても官庁名としての門下省がわが中務省には当たらないという一見奇異なる現象も起こり得たのである。

しかし、もともとこのような現象が起こる原因は唐制と日本の制の相違、さらにはいえば唐制そのもののうちにあった。唐制における中書令・中書侍郎・中書舎人等の職掌、さらに門下侍中・門下侍郎・門下給侍中等の職掌を一瞥して気付くことは両者は互にかなり類似しているということである。すなわち中書・門下二省の職掌はかなり重複しているのである。これは、中国の伝統として貴族の利益を代表する門下省が、帝王の利益を代表する中書省と相対立し、中書省の仕事を門下省がチェックするという建て前によるものと思われる。中書省と門下省がその職掌において相近似するところのあるのは、両者の利害が相対立するが故に、互にチェックし合う目的にもとずくものといつてもよからう。ところが、日本においては、中国におけるこのような大原則を必ずしも忠実に継承しなかった。門下省の機能は極端に軽視されて、それに相当する独立官庁の設置は認められず、わずかに太政官中に大・少納言が置かれたにすぎない。これがまた、いっぽうで大納言・中務卿が門下侍中の唐名を共有する所以でもあった。では、中務省を中書省、中務卿を中書令に比定することが妥当かという点、これにも問題はあつた。唐の中書令は、

先にも見た如く「掌軍国之政令、緝熙帝命、統和天人、入則告之、出則奉之、以釐萬邦、以度百揆、蓋以佐天子而執大政者也」(六典)とあるように、まぎれもなく議政官であり、「大唐侍中、中書令是真宰相」(通典)といわれる存在であった。中書侍郎でも「掌貳令之職。凡邦国之庶務、朝廷之大政、皆參議焉」(六典)とあるように朝政參議の官であって、これらは、尚書省の下にある六部の長官が庶務を分掌するのとは歴然たる差があった。

原則的に彼の中書省を模したわが中務省は、いままでもなく太政官の下に属する八省の一つであるから、まずこの点において彼我の制度は根本的に異なるし、彼が國政參議の職を有するのに対して此は庶務の分掌にとどまり、參議の権限を有しない点も大きな差違であろう。

しかし、中務省が八省のうちで一段格が高いとされたのは、模範となった唐の中書省の前述の如き性格を願慮するところがあつたからであらう。

ここで、一応のまとめをつけておくと、わが令制は唐令を模範としながらも尚書・中書・門下三省鼎立の原則をそのまま採ることをせず、尚書省に相当する太政官に門下省の機能の一半を吸収し、いっぽう中書省に相当する中務省を太政官下の八省の一つとし、國政を太政官により統一的に運用する体制を打ち出したのである。門下省相当官庁の独立を認めなかつた点において貴族の發言権は抑止されたということができ、天子の秘書官府ともいうべき中書省相当官庁たる中務省を太政官から分離しなかつた点において、帝權獲保のため三省分立制をとつた唐より、帝王権力は安定していたと見るべきであらう。かりにこのような推考が当たっているとすれば、かかる原則が定められたのは大宝令においてははじめてとするよりも、淨御原令においてすでに見られたと考えるほうが理解しやすい。なぜなら、右の如き原則は天皇権力の顕著なる上昇期、すなわち天武朝および持統朝の初期における所産であつて、持統朝中期以降文武朝に至る貴族勢力の復活期のそれとは考え難いからである。この推測はまた中務省の前身たる

中官の成立を淨御原令とする先の推測とも矛盾しないのである。

四 侍 従

中務省には卿以下の四等官以外に各種の職員が包含されるが、それらに対する検討もまた中務省というものの性格を理解するには欠かすことができない。ここではそれらの中のひとつである侍従について簡単に見ておくことにしたい。

侍従は「常侍、規諫、拾遺、補闕」（職員令義解）をその任とし、定員八名の中に少納言三名が含まれることとなつている（同上）。その相当位は少納言と同じく従五位下（官位令義解）、唐名を散騎常侍、拾遺、補闕、中謝などという（説史備要参照）。

そこで、まず少納言と侍従との関係を唐制と比較しつつ検討してみよう。少納言の唐名は給事中或は門下給事中であつて、門下省系統の官である。これが太政官中に含まれるので、一名を尚書郎ともいつたが、もとより本質は門下省の系統を引く官職である（このことも後日の発表を期している）。ところが、その少納言がいっぽうでは中務省の系統に連なる中務省の職員たる侍従でもあるというのが、日本の官制であつて、これは唐制とは異なるものである。中務卿の職掌が中書令・門下侍中の職掌のどちらにも似ていたように、侍従もまたその中に少納言を含むことによつて中書門下の両省にかかわる性格をもつかの如くである。

ここで侍従をその唐名から考察してみよう。唐制では散騎常侍・拾遺・補闕には左右の別があり、その左は門下省に、その右は中書省に、それぞれ分属しているが、その職掌は全く同じとされている。いま「六典」によつてそれを示すと

左散騎常侍、掌侍奉、規諷、備顧問應對。

諫議大夫、掌侍從、贊相、規諫、諷諭。

左補闕・拾遺、掌供奉、諷諫、扈從乘輿。

右散騎常侍、掌如左散騎常侍之職。

右補闕・拾遺、掌如左補闕拾遺之職。

の如くである。唯、通典は散騎常侍、諫議大夫いずれも「掌侍從規諫」とする。定員は諫議大夫の四人を除けば、左右各二人ずつ、即ち左右計六人ずつで、諫議大夫を加えると総勢十六人、わが侍從のちょうど二倍となる。侍從八人という定員も案外こんなところから割り出されているのかも知れない。

もっとも、右の諸官は皆官品を異にし、散騎常侍は從三品、諫議大夫は正五品上、補闕は從七品上、拾遺は從八品上であり、侍從の從五位下相当とは大きな違いがある。しかし侍從の職掌は唐制と全く同じと行ってよいことは右によって明らかである。すなわち侍從の「常侍」は散騎常侍の「侍奉」、諫議大夫の「侍從」、補闕・拾遺の「供奉」におよそ相当するし、何よりも散騎常侍の官名において一致するものがある。侍從の「規諫」に相当するものは「規諷」「規諫」「諷諭」「諷諫」であり、侍從の「拾遺」「補闕」は彼の官名をそのままとったものであろう。

わが令制では門下省相当官司は立てられなかったので唐制における左右の別をやめて単一としてこれを中書省相当官司たる中務省につけたが、門下省系統の少納言を太政官に加えるいっぽう、これを侍從として中務省にも属けた。だから強いて言えば少納言三人が唐制門下省の左散騎常侍・補闕・拾遺の系列に、それ以外の侍從五人が中書省の右散騎常侍・補闕・拾遺の系統に連なると言うこともできよう。

ともあれ、侍從・規諫の官制が唐にくらべて著るしく整理され単純化されているのも、わが令制の一特色である。

では、日本では規諫ということが、とくに軽視されたのであろうか。それを知るにはわが令で規諫ということが、どのように考えられているかをまず知らなければならぬ。職員令義解によれば、中務大輔は「掌同_レ卿。唯規諫、不_レ献替。」というから、「規諫」と「献替」とははっきり区別されている。では、その差は如何というかと、同じく義解に「謂、以_レ恩正_レ君曰_レ規。以_レ義匡_レ主曰_レ諫、其所_レ献替_二者大_一、而所_レ規諫_二者少_一。事既有_二大少_一（集解は小に作る。故立_レ制不_レ同。若無_レ卿者、亦得_レ献替_二也。」）とあり、事大なれば献替、小なれば規諫とし、したがって規諫することを得ても献替することを得べからざる者があると説明しているのである。同様の説は令集解の「師説（釈説所引か）」や「跡記」にも見えるから、当時の学者の一般に支持するところであつたらしい。しかし、「献替」と「規諫」に本来そのような差違があつたかどうかは疑問である。

「六典」によれば「凡諫有五、一曰諷諫、二曰順諫、三曰規諫、四曰致諫、五曰直諫。」という（諫議大夫の項）。したがって散騎常侍の職掌に見える「規諫」は「規諫」・「諷諫」の意であろうし、諫議大夫の「規諫諷諭」もほぼ同意であろう。先述の如く散騎常侍は従三品であり、いっぽう「献替」をその職務の一つとする中書令・門下侍中は正三品である。ここにおいては「献替」と「規諫」に事の大小を考うべき余地はほとんどないといつてよい。唐制における「献替」と「規諫」は事の性質による相違と解すべきものようである。

大納言 敷奏、宣旨、侍從、献替	中務卿 侍從、献替
少納言 奏宣小事 (侍從として)	中務大輔 掌同卿、唯規諫、不献替 (侍從、規諫)
(常侍、規諫、拾遺、補闕)	侍從 常侍、規諫、拾遺、補闕

ところが、わが令制では官の高下が「猷替」と「規諫」の差に結びついているので、両者はどうしても事の大小と解する他はない。このことは前表を見れば明瞭である。

大納言と少納言、中務卿と中務大輔・侍従はそれぞれ互によく似た職掌をもちながら、その内容に事の大小があり、それは、きわめてあざやかな対照を示しているのである。

以上見て来たように侍従は唐制の門下省に属する左散騎常侍・左補闕・左拾遺と中書省に属する右散騎常侍・右補闕・右拾遺とを合わせ成したもので、それは先に考察した中務省ないし中務卿の職掌が門下・中書両省あるいは門下侍中・中書令のそれを取捨合成したものと述べたと矛盾するものではない。

五 内 舎 人

前節と同様の目的をもって此節では内舎人を扱ってみたい。

内舎人については職員令義解に定員を九十人とし、その職掌を「帶_レ刀宿衛、供_ニ奉雜使_一、若駕行分_ニ衛前後_一」と規定しているが、官位令にはその名が見えず、所謂官位相当の官ではない。その出身法は軍防令によれば五位以上の貴族の子孫で年二十一才以上になっても役任がない者の中から性識総敏にして儀容取るべきものを選んだのである（但し三位以上の貴族の子は例外なく内舎人に補せられた）。選に洩れたものは大舎人・東宮舎人・中宮舎人などに補せられた。これによっても知られるように内舎人は貴族の子弟をもって構成され、天皇の側近に奉仕する軍事集団であり、また内舎人となった貴族の子弟自身にとっては、これから先の長い官僚生活の首途をも意味したのである。ただし、内舎人は官人としては帯刀していても武官ではなく文官の扱いをうけた（公式令内外諸司各が、これは中務丞以上が帯刀すると雖もなお文官であるのに一致しており（公式令義解）、内舎人を中務丞（従六位上相当）に準

ずるものとして扱ったことを意味する。藤原仲麻呂が内舍人から大学少允（從七位上相当）に遷ったのは低きにすぎるとしても、彼の兄豊成が内舍人から兵部大丞（正六位下相当）に、彼らの父武智麻呂が中判事（同上）に遷任された事例はほぼこのことを証明している。

刑の執行についても内舍人に優遇が加えられたことは儀制令に見えるところである（内外官人条）。

内舍人の職掌について令に見えるところは宮衛令献軍器条、軍防令節刀条、同令有所征討条、公式令諸王五位以上条等である。その詳細は後に譲って、ここで、内舍人の唐名を手がかりに唐の制度と比較してみよう。

内舍人の唐名は通事舍人、給事舍人、千牛備身等である（説史備要参照）。このように数種の唐名があることは、すでに見て来たように内舍人の性格が唐制では簡単に説明し得ないことを予想させるものである。

まず通事舍人（十六人 從六品上）について六典の記すところを列挙し、これを内舍人と比較してみよう。

通事舍人

凡近臣入侍、文武就列、則引以進退、而告其拜起出入之節、

凡四方通表、華夷納貢、皆受而進之

凡軍旅之出則受命慰勞而遣之、既行則每月存問將士之家、以視其疾苦、凱還則郊迓之皆復命。

内舍人

（參考）

凡有献軍器戒仗等、即令内舍人、随献人将入（宮衛令）

凡有所征討計行人滿三千以上兵馬發日、侍從充使、宣勅慰勞發遣、其防人滿一千以上、發日遣内舍人發遣（軍防令）

凡大将出征皆授節刀……其家在京者、每月一遣内舍人存問、若有疾病者、給医薬。凱旋之日、遣使郊勞（軍防令）

凡致仕之臣与邦之耆老時巡問亦如之、

凡諸王五位以上、諸臣三位以上、致仕身在畿内、毎季、五位以上、毎年、並令内舍人、一巡問、奏聞安不

右によれば内舍人はその職務において通事舍人と一致するところがある。しかし、通事舍人が従六品上の品階を有する点、朝見・引納を職とする点は内舍人と異なるし、いっぽう内舍人が帯刀宿衛を任とする点で通事舍人とは大いに異なる。給事舍人は六典や通典に見えないが、通典に通事舍人を説明して「謁者（通事舍人の古名）初上官称曰灌（見習の意）謁者、満歳称給事」とあるから、給事舍人と通事舍人とは同じものと見てよからう。

では内舍人のいまひとつの唐名千牛備身とはいかなるものか。これは、いうまでもなく左右千牛衛に属するもので、通典に「左右千牛備身各十二人。掌執御刀（千牛刀）宿衛侍従」とあるものである。なお、これに準ずるものに「備身左右十二人。掌御刀弓箭宿衛侍省」（通典）、「備身各一百人掌宿衛侍従」（同上）などがある。これらはいずれも相当の品階がないという点で内舍人に近似するし、就中、千牛備身は、仗を帯して宿衛侍従する点で内舍人に最も近いとしなければならない。千牛備身については、それ以上に注目すべきものがある。通典によれば、千牛備身は「皆以高蔭子弟年少姿容美麗者補之。花鈿繡服、衣緑執象、為貴冑起家之良選」ということで、その出身においてわが内舍人に酷似する。内舍人の唐名を千牛備身とする一説は、さきの通事舍人より多くの点で妥当性が高いように思われる。しかし、通事舍人が千牛衛と職務の上で相関渉することもまた事実である。すなわち、六典に千牛衛中郎將の職掌を説明して「若有口敕、通事舍人承受伝声於階下、不聞者則中郎將宣告之」とあるように通事舍人と千牛衛中郎將とは互に関連した職務に携ることがあったのである。内舍人を或は通事舍人とし、或は千牛備身とすることは以上見た通りであるが、千牛備身説に難点がないわけではない。それは、千牛備身が千牛衛という衛府すなわち純然たる軍事集団に属する、紛うかたなき武官であるのに対して、内舍人は中務省という

事務官庁に属し、帶仗はしても武官ではなく文官として待遇されるという点である。

恐らく内舎人の職務と所属に関しては中書省所属の通事舎人に倣うところがあつたが、その出身（相當の位階がないことも含めて）と帶刀宿衛の二点については千牛備身を模倣するところがあつたのであり、基本的には後者により多く倣つたとみてよいであろう。

問題は、かかる高蔭子弟の出身者を唐では武官として衛府に所属せしめたのに対して、日本ではこれを文官として中務省に属けた点であろう。そもそもわが「令制の舎人は、官人組織の中にあつて、官人の供給源、昇進の出発点としての意味をもつていたが」（古典大系「日本書紀下」補注29—）、とくに内舎人は上級官人の供給源となるものである。上級官人の中で武官は兵部卿（正四位下）、兵部大輔（正五位下）、兵部少輔（従五位下）、衛門督・左右衛士督（正五位上）、左右大舎人頭・左右兵衛督・左右馬頭・左右兵庫頭（従五位上）、衛門佐・左右衛士佐（従五位下）等僅か十数名にすぎないが、文官は太政大臣以下上国守にいたるまで百数十名の多きに達するから、これら上級官人の供給源としての内舎人を文官として取扱つた理由の一半はここにあつたのではあるまいか。

もっとも、これではその出身において内舎人に類似する唐の千牛備身が衛府に属する武官とされたことの説明にはならないが、いまその理由を明らかにするだけの能力と時間をもたないので、他日を期する他はない。

ただ、日本では大化前代以来、天皇とそれを取りまく畿内豪族（その有力なものは律令制下でも上級官人としてその地位を實質的には保持した）との親近関係にはきわめて密接なるものがあり、令に定められた蔭位の制が唐の資蔭の制に比較して、甚しく有利なものであることは人の夙に指摘するところであらう。このような伝統の下に定められた内舎人の制は、これを天皇の秘書官府ともいふべき中務省に所属せしめ、天皇の身邊に日夜祇候して親近感を養わせ、いっぽう天皇の側からみれば、その才能と忠誠を宿衛と雑使において試み、将来の任用に備えようとする制度であ

ったとしてよい。内舍人九十人を天皇の親衛軍として評価することもできないが、その意味では中務省被管の左右大舍人寮の大舍人左右各八百人、計千六百人の方がはるかに重要な意味をもつであろう。内舍人の本義は貴族の子弟の試用にあつたとみるべきで、それ故天皇の最も身近かな官庁たる中務省に配せられたのである。

因みに千六百人という多数にのぼる大舍人が、衛府とは別に中務省の配下に属したことは、衛府が大化前代以来の伝統を負つて氏族的色彩が強く、そのため純粹な意味での天皇親衛軍たることが困難であつたので、令制であらためて天皇親衛軍としての左右大舍人寮を設けることにしたのであるまいか。位子の上等なる者を大舍人とし、中等を兵衛とする定め（軍防令）も右の意図と無縁ではあるまい。内舍人を衛府に配属しなかつたことにも、右と同様な意図がうかがわれるように思われる。

最後に内舍人の創設について触れておきたい。大舍人の制が天武朝の所産であることは日本書紀の明記するところである（天武紀二年五月朔条）が、内舍人というものを設けたのは大宝令がはじめである。続紀大宝元年六月癸卯条に「始補_二内舍人九十人_一。於_二太政官_一列見」とあるのはそのことを立証する。すなわち、大宝令において従来の中官を中務省と改名したが、それにともなつて、新設の内舍人が中務省に配属されることとなつたのである。内舍人が中務省の通事舍人、千牛衛の千牛備身の両方の性格を併有することも、中務省の性格が決して單純なものでないことの一証である。

むすび

中務省に関しては、内記・監物・主鈴・典鑰等、論すべきものが残されており、それらをも考察してはじめて中務省の性格につき一応の結論のようなものが出せるといふことであろうが、いまは、そこまで論じる余裕がないの

で後考を俟つこととした。さらには、中務省被管の中宮職、左右大舎人・図書・内蔵・縫殿・陰陽の諸寮、画工・内薬・内礼の諸司についての検討をも試みたい。また、それらをふまえなければ律令官制の中に占める中務省の位置・特性も明らかにはできないし、太政官制の解明もそのような基礎的考察を必須とするであろう。それにつき多少の用意はあるが、すべて次の機会に譲ることとした。

本稿では中務省の成立とその特性につき、唐制との比較を通して若干の考察を試みた次第である。